

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
1 1 番 金 本 享 委 員 1 2 番 瀧 川 堯 文 委 員
5. 議 事

○石原会長

それでは、議事につきましては議案第32号から議案第35号についてと報告第19号について、皆さんとともに審議していきますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは、2ページをお開きください。

議案第32号農法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30-31、西角委員、説明を願いますですけど、これも両方一緒に行っていていいですよ。いいですよ。じゃあ、お願いいたします。

○西角委員

それでは、ことし最初の議案を説明させていただきます。

番号30-31について、この3筆ありますけれども、まとめて説明させていただきます。

まず土地の所在地、三石荒神前1944、登記地目、田、現況地目、田、955㎡、譲受人、三石●●●●、●●●●、54歳、譲渡人、姫路市勝原区熊見■■■■、■■■■、これ年齢書いておりませんが75歳の方です。それから、譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、耕作不便、譲受人の耕作面積、3,728㎡、耕作者数1人。

それから、同じ所在地ですけども、三石荒神前1945-2、登記地目、田、現況地目、田、306㎡、譲受人、同じく●●●●、譲渡人、■■■■、譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、耕作不便、あとは同じです。

それから続きまして、三石荒神前1976、登記地目、田、現況地目、田、登記面積1,238㎡、譲受人、同じく●●●●、譲渡人、同じく■■■■ほか1名、それから譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、耕作不便、あとは同じです。

その■■■■さんの譲渡人のほか1名というのは、私よくわからないんで本人に聞こうかと思うんですが、この議案をいただいたのは年明けでしたか。まだこのほか1名というのはどなたか私はわかりませんので、また法務局のほうでも調べていただけたらと思います。それで●●●●さん、この方は4年ぐらいになりますか、加古川のほうから三石のほうへ移ってきた方なんです。農業をやるということで田んぼを購入して、今3,728㎡をつくっておられます。それで小林虎一さんというのは、図面を見てください、1ページ目にありますけれども。この3筆なんですけれども、この赤色で囲ってありますちょうど前に■■■■という家がありますね。この方の所有地なんです。この方というのはさっき言いましたように姫路の勝原区、勝原区と言いますと網干のちょっと向こうなんです。はりま勝原という駅がありますけれども、そのあたりに住んでおられるんです。ここにありますが誰も住んでいないというような状況です。空き家になっております。それで田んぼについてはこの■■■■さんが月に2回ぐらい来て田んぼをすいたり、それから草刈りをしたりして管理はしておられます。それで■■■■さんも75歳でだんだん高齢になってこられて、この姫路のほうからこちらへ月に2回か3回来られるんですけども、もう管理に来るのが大変だということで、私たちの地区の人にでも誰かもらってくれる人がおらんじゃろうかなというような話を再三私も聞いたことがあるんです。そういう状況の田んぼなんで、たまたまこの●●●●さんというのはもうちょっと増反したいなというような希望があったらしいです。●●●●さんが譲ってもらえんじやろうかなということで話が成立したというようなことです。

以上、説明させてもらいましたですけども、よろしくご検討のほどお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局、調査書のほうを説明願います。

○事務局

議案第32号、受け付け番号31番でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。また、先ほどのさんほか■■■■1名ですけど、名前のほうは忘れたんですけど、■■■■さんのご兄弟の方で、既にもう亡くなられております。

○石原会長

それでは、30-31につきまして、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

●●●●さんは、例えばこの■■■■さんの空き家をお求めになれば近くていいんですよ。別に住むところはちゃんと確保をなさってますか。

○西角委員

今現在、加古川のほうから来られて、ほんでほかの地区で家と田んぼを両方買われて、そこへ住んでおられるんです。それで今現在この■■■■さんのこの家が空き家になっておりますけれども、これも何とか欲しいなというような話をしておられました。そのことについては、私は土地の建物とか、そういうことなので、よく社長のほうへ行って、農業委員会ではこの建物とか、そんな話をしませんので、よく検討してくださいということで話をしております。

○石原会長

ほかに何かございませんか。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、特にないようですので……

○西角委員

ありがとうございました。

○石原会長

農業委員さんにお尋ねいたします、ご判断願います。

30-31につきまして、許可相当の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。それでは、許可といたします。

3ページへ参ります。

議案第33号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、受け付け番号30-10、瀧川委員、説明願います。

○瀧川副会長

30-10、瀧川が説明いたします。

土地の所在地、吉永町南方島ケ市南286-1、登記地目、現況地目いずれも田です。471㎡。申請人、吉永町南方●●●●、●●●●、64歳、転用目的、太陽光発電施設、施設の概要、太陽光発電、1棟、198㎡、土地区分、2種。

以上でございます。ご承認をよろしくお願いいたします。

○石原会長

じゃあ、事務局のほうから説明願います。

○事務局

まず、先立ちまして地図のほうの2ページになりますけど、地図のほうは南方▲▲▲▲と書いてるんですけど、議案書のと通りの286-1のほうが正しい番地でございます。どうも申しわけございません。

それでは、説明させていただきます。

まず、農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど瀧川委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでありますので、目的についても適切であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適切であると考えます。次に、転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

続きまして、周辺農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○石原会長

それでは、4条の案件、30-10につきまして説明いただきましたので、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

ありませんですか。ないようですか。

ちなみに事務局、事業規模はどのぐらいかかるんですか、自己資金でなされる。

○事務局

500万円になります。198㎡で500万円です。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、農業委員さんご判断願います。

許可相当としていい農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですか。1人あれですね。多数です。じゃあ、許可といたします。

次に、参ります。4ページ。

議案第34号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、30-29、三浦委員、説明願います。

○三浦委員

それでは、17番が議案第34号、番号30-29についてご説明いたします。

土地の所在、香登本1050-1-1、登記地目、田、現況、宅地、859㎡。この内訳ですが、1050-1が330㎡、東側隣地1050-1-2が529㎡であります。借り受け人、備前市香登本●●●●●●●●●●、公務員、29歳、貸出人、備前市香登本■●■●■●■●■●、公務員、53歳。借り受け人●●●●●●●●●●さんはこの申請地を借り受け、自己住宅と駐車場を設けるといふことであ

りますが、もう既に建てられ、昨年末12月14日に家財道具も搬入され、入居している現状であります。てんまつ書が添付されていまして、貸出人■■■■さんは、農地法等について全く無知で申しわけありません、深く反省をしていますとのことであります。それで建築業者の旭化成ホームズも貸出人、借り受け人と農地法等についてアドバイスをせず、落ち度があったと認めています。ちなみに両者は親子であります。用地から土砂等流出のないよう土どめを設け、雨水は水路へ、生活用水は公共下水道へ接続します。

申請地の位置であります、添付図の3ページをごらんください。香登小学校の北西方向、直線距離にしておおむね150mに位置します。

以上、簡単であります、説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局、説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど三浦委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅及び駐車場ということでもありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、先ほど三浦委員からご説明のあったとおり、申請者は既に住宅建設に着工しており、本日配付資料の7ページのほうに始末書のほうを提出させております。必要な資金については自己資金及び借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

次に、転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は居宅及び駐車場のため、必要最小限の面積であり、適当であると考えます。

次に、周辺農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃ、30-29について、始末書つきの案件でありますけれども、皆様方、ご質問、ご意見頂戴いたします。

事務局、これ5条だから貸出人のほうが始末書を書くのが筋なんですか。申請者はどっちなんですかね。

○事務局

そうですね。貸出人のほうです。議案のほうを見てもらったらわかりますとおり、現況地目が宅地ということで、既に一部分を埋めて更地にしとる状態でありましたんで、それも含めて■■■■さんのほうに始末書のほうをいただきました。

○石原会長

ほかに何かございませんか。

○三浦委員

補足といいますか、小さい字で見づらいんですけど、この赤線で囲いをしとる後ろに■■という図が見えとるんですが、これが■■■■さんの家です。それでその隣、ここも■■■■さんの旦那さんのお父さんが住んどるとこで、この一帯はもう■■さんの家族、ファミリーというふうな格好です。

以上です。

○石原会長

何かありますか、ほかに。

よろしい。ないですか。何か櫻本さん、何か言いたげな面持ちで。

○櫻本委員

いや、宅地がすげえ広えなと思ひながら。全部宅地転用にせんでもええんかなと思ひたり。ちょっとそういうふうに思ひます。

○石原会長

農家住宅の1,000㎡までは行ってないんじゃけどね。一応法律的にはクリアされとるわけやけど。そういうことですね。そういう印象は拭えないですね。

じゃあ、ないようでしたら。

幡上君、何かありますか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願ひます、農業委員さん。

許可相当の農業委員さん、挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。じゃあ、許可といたします。

○三浦委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

30-30に参りましょう。

草加委員さん、説明願ひます。

○草加委員

それでは、1番草加が30-30について説明をいたします。

許可を受けようとする土地の所在地、東片上三王地1159、同じく東片上三王地1161-2、同じく東片上1195-2-1、同じく東片上1195-2-2、登記地目、現況地目、全体が田なんですけど、一部2-1のところ宅地として45㎡ございます。登記面積、1159が1,353㎡、1161-2が425㎡、今言ひました1195-2-1が969㎡のうち45㎡が宅地、1195-2-2が残りの924㎡でございます。譲受人、福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号、株式会社サニックス、譲渡人、東片上■■■■■、■■■■■、66歳で農業ということなんです。転用目的、これ太陽光発電施設でございます。施設の概要、太陽光発電が7棟と進入路として969㎡ということなんです。農地区分は第3種でございます。

地図の4ページをござらんください。国道2号線、新幹線を越えたところに北側のほうに備前コンクリートがござります。その国道の南側手に新幹線が通っております。その南のところに赤マークで記したところの1、2、3、この3筆でございます。

そしてきょうの資料の8ページ及び9ページと10ページをござらんください。1195番地を進入路として、1159番地と1161番地に7棟のパネル、これ発電は50キロ未満ということ考えておひまして、それを設置する計画でございます。転用地は地盤転圧の上、クラッシャーにて整地を行ひますということ、排水は自然浸透で、今までどおりの排水となります。予算は約2,000万円弱で、これ自己資金でなつとるようなんです。この地区、イノシシの被害がまことに多くて、ことしをもってこの地区、耕作者がもうなくなりました。段々の地形で、もう既に全体

に雑草が60センチから80センチ、わあっと伸びておりまして荒地化にされております。ということなので、かえてこのような施設が一方では有効なのかなとも思えるような感がいたします。

以上をもって説明を終わります。よろしく審議の上、お願いいたします。

○石原会長

じゃあ、事務局のほうから、また説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど草加委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電設備及び進入路ということでありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

次に、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30-30に参りましょう。

ご質問、ご意見頂戴いたします。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断を願います。

30-30につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

○草加委員

ありがとうございました。

○石原会長

30-31に参りましょう。

山本委員、説明願います。

○山本委員

それでは、21番山本が30-31番についてご説明いたします。

土地の所在地は、伊部東奥田773-1、登記地目、現況地目も田、627㎡、もう一つは土地の所在地は、伊部東奥田774、登記地目、現況地目も田、680㎡、譲受人は、東京都港区港南5丁目4番30号、株式会社日本エコシステム、譲渡人は、伊部■■■■■、■■■■■、49歳、転用目

的は、太陽光発電施設、施設の概要、太陽光発電、7棟、1,037㎡、農地区分は3種農地で転用目的とすることでの被害はありません。意見もございません。

場所は、地図の5ページをごらんください。鬼ヶ城池下約200m、不老川東側に当たるところです。ご審議の上、ご決議よろしくお願いいたします。

以上です。

○石原会長

それでは、事務局、説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでもありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係でございますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

次に、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30-31につきまして、またご質問、ご意見頂戴いたします。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。

30-31につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

○山本委員

ありがとうございました。

○石原会長

では、30-32、同じメーカーですね。中村委員、説明願います。

○中村委員

中村委員が説明いたします。

土地の所在地、野谷前田220-1、登記地目、現況地目とも田であります。登記面積1,412㎡であります。譲受人、今伊部の方と同じ会社であります、東京都港区港南5丁目4番30号、株式会社日本エコシステム、譲渡人、野谷■■■■■、■■■■■、66歳であります。転用の目的、太陽光発電施設、施設の概要、太陽光発電、5棟、1,412㎡、農地区分が3種であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長

それでは、事務局、補足説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど中村委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでもありますので、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○石原会長

それじゃ、30-32のご意見頂戴します。
特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。
農業委員さん、30-32につきまして、許可相当の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。
眠くなりますけれども、どんどん太陽光発電の案件が続きますので、急いで行きます。
30-33、願います。岡野委員さん、願います。

○岡野委員

6番の岡野が30-33を説明させていただきます。

土地の所在地、伊里中西352です。登記地目も現況地目も田です。669㎡。譲受人は、美作市川北●●●●、●●●●と読むんでしょうか、私読めません。54歳、会社員、譲渡人は、伊里中■■■■、■■■■、60歳、会社員です。これも皆さんと同じで太陽光発電施設をつくるそうです。皆さん、ご審議のほどよろしく願います。

○石原会長

それじゃ、事務局のほうから説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど岡野委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでもありますので、目的については適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる

小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

次に、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

じゃあ、30-33について、またご質問、ご意見頂戴いたします。
特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。
農業委員さん、許可相当の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

じゃあ、全員です。許可といたします。

○岡野委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

引き続き今度は30-34の案件、湊本委員、説明願います。

○湊本委員

それでは、26番が30-34について説明いたします。

土地の所在地、穂浪1038-1、登記地目、田、現況地目も田です。登記面積1,104㎡、譲受人、倉敷市西田386番地1、株式会社ネクスト、譲渡人、穂浪■■■■■、■■■■■、77歳、無職、転用の目的、太陽光発電施設、施設の概要、太陽光発電、4棟、1,029㎡、農地区分は3種となっています。

8番の地図のほうをごらんください。穂浪木生地区の西のほうになりますが、国道2号線があり、その中道がありますが、この中道から外ですね。250号線とか、その川を挟んで南側ですが、昔は全部これ海でした。それで自分が子供のころにはこの中道のところが一番中の道ということで、そのすぐ北側に田んぼがあったところでもあります。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議の上、お願いします。

○石原会長

それじゃ、事務局のほうから説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど湊本委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでもありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

次に、転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

次に、申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃ、30-34についてご審議願います。

ご質問、ご意見頂戴いたします。

これも特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。

30-34につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。

○淵本委員

ありがとうございました。

○石原会長

許可といたします。

続きまして、30-35に参りましょう。

西角委員、説明願います。

○西角委員

5番が30-35について説明いたします。

土地の所在地、備前市三石1255-1、登記地目、田、現況地目も田、登記面積1,782㎡、譲受人、総社市駅南2丁目14番地5、ルリエ株式会社、譲渡人、備前市三石■■■■■、■■■■■、66歳、会社員、転用目的、太陽光発電施設、施設の概要、太陽光発電、7棟であります。

それでこの地図の9ページをごらんください。これ真ん中にずっと道路があるの、これは備前の三石出張所から赤穂のほうへ行く県道です。この上の山側にずっと走ってるのが小学校の通学路になっております。それでこの田については、私も何遍かここへ行ったことがあるんですけども、本当にいい田んぼなんです。太陽光するのもったいないなと思うんです。それでこの総社市駅南のルリエ株式会社というところがここを譲り受けて太陽光をやるということなんですけども、できた後の管理はどうすんだ、総社のほうから一々、しょっちゅう見に来てくれるのかなということを私聞きました。そうすると、会社ですので従業員がしょっちゅう行って管理しますと、それからあぜの草なんかは刈りますということでした。そういうことで問題はないと思うんですけども、私としては本当に惜しい田んぼだなというように感じております。これは譲る人、それから譲り受ける人が同意でやっておられますので仕方がないかなと思っております。

以上です。

○石原会長

それでは、事務局、説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど西角委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでもありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

次に、転用行為の妨げとなる小作の関係であります。農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

次に、申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

続きまして、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○西角委員

ちょっと追加説明させてもらいます。

この土地はもう早、もう20年ぐらい、もう長いことつくってない、いわゆる休耕田というんですか、そういう田んぼでした。このあたりも鹿とかイノシシとかしょっちゅう出てきて、もう作物をつくれるような状態じゃないようなところなんです。この周辺も皆田んぼなんですけれども、そこはその人たちの承諾をもらってとるんですかって言ったら、全てもらっておりますということでありましたので、私もよろしいということ申請させてもらいました。

以上です。

○石原会長

それでは、30-35、もうご判断いただきましょうか。いいですね。

じゃあ、ご判断いただきます。

許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

多数ですね。じゃあ、多数で許可ということになります。

○事務局

次の30-36番なんですけど、申請人のほうから地区の区長の同意書がまだ得られていないということで、今回は取り下げて次回に申請するということでもありますので、議案書のほうの30-36のほうを削除をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○石原会長

では、30-36はきょうは審議しないということで、とりあえず議案書からは削除ということでございます。わかりました。

それでは次に、6ページへ参ります。

議案第35号農地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を求められております。

具体は7ページから伺っております。7ページ、8ページということでもあります。

何かお気づきのことがございましたら、ご指摘いただいたり。

○草加委員

1点お尋ねします。

30-81、●●●●さんなんですが。

○石原会長

●●●●さんですね。

○草加委員

これ全部こういう形で10年■■■■さんに、いや、耕作してる全部なんだろうかな、こんなこと、個人情報でしょうけど。

○石原会長

かなり面積的には多いですね。

○草加委員

これご親戚か何かなられるのかなというようなことをちょっと思ったりして。

○石原会長

申し上げます。この間お会いしてまして、明けていらっしゃったんか、暮れにいらっしゃったかな。もうわしも年じゃからということで、この■■■■さん、長女だと思います。

○草加委員

長女ね。納得しました。

○石原会長

今、長女と次女がいらっしゃって、お二人とも■■■■さんと一緒にブドウをなさってらっしゃいます。一応、とりあえずどっちかが渡すほうをあれにせにやいけんので、長女のほうに渡すということで。長女が今度は仕切り役で、お父さんにも次女さんにもちゃんとお給料もあげるように、けんかをなさらんようにしてくださいよというて。

○草加委員

それはよろしゅうございました。知らん人みたいなもんですから。

○石原会長

知らん人じゃないですよ。

○草加委員

そういうことなんです。

○石原会長

仲間でしたから。

○草加委員

それと別段で、もう一つ申しわけないんですけど、議案第34号のこの太陽光なんですけど、このようにたくさんあるということは執行部も受け付けるところ大変忙しいんじゃないかなというようなことを思ったりするんですけど、これだけでもやりたい方が、ネクスト、ルリエ、サニックスって見事なもんだなというようなことを。これ岡山県全体、備前市だけじゃなくて近辺もそういうような状況になりつつあるんでしょうかなというようなことをお尋ねしたいんですけど。

○石原会長

今の利用権設定とは、ここからちょっと戻したような……

○草加委員

前へ戻って申しわけないんですけど、聞かせてください。

○石原会長

何か事務局。

○事務局

特に把握はしてませんが、ここしばらく議案として上がってなくて、電気の買い取り単価が改正されるとかというのを聞いたので下火になったのかなと個人的には思っていたのですが、このせいで今まで出てこなかったのかな。それでたまたまこの年末にまとまって上がってきたのかなというように感じています。

○石原会長

きょうの日本農業新聞のほうには、この関連する案件が載ってまして、明らかにもう8円幾らぐらい下がっていきます。ひょっとしたら駆け込みかなというところで、この議案見て、そのニュース見て思いました。ただ、設置費用はうんとイニシャルコストが下がってるみたいです。

○草加委員

だと思います。多分機械も進化されてるから、こういう形になっていくんじゃないかなというように。だから、私も言いましたように、うちの地区は本当にもうどうにもならない雑草地帯なんで、かえってきれいになったほうがいいんじゃないかな。本当に申しわけないんですけど、そんなことを感じました。ありがとうございました。

○石原会長

そういった形での農地の最適化利用ですか。

○草加委員

何でしょうかな。その辺がひっかかるんですけど。済みません。ありがとうございました。

○石原会長

じゃあ、今度は戻ります。

今の利用権設定のところでは何かお気づきのことはございません。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、それでいいと思いますので。じゃあ、ご承認いただけるということでございます。

じゃあ、9ページ参ります。

9ページは報告の案件であります。

報告第19号農地法第3条の3の規定による届出が出てございます。

2案件です、相続によっての。ただ、1つ●●●●のほうの案件につきましては、あっせん希望ありと出ていますけれども、ここの地区担当の委員さん、何かご意見というか。

○藤澤委員

打米田の2861-1、これが枝番で2があるんですが、基盤整備やったときの弟さんが家をもらってるんです。ただ、弟さんが亡くなられて、1も亡くなられて、奥さんがおられるんですけど、どうだと言って話をしたんですけど、もうとても農機具が何もないし、つくれないということで、今のところは宙に浮いております。それから、窪前の68-1、これは畑になってるんですが、ご存じのようにブドウをやっている小林君が借りて今のところは管理しようなんです。まだ買うかどうかの話はしてないんですけども、そういう状態です。

○石原会長

ありがとうございます。下のほうについては、まだ少しこれからつくっていただける方とかを。

○藤澤委員

そうですね。今中山間の助成金をもらってる関係で、ここの営農集団が管理しよんです。もう一年あると思うんで、その先はまだわかりません。

○石原会長

わかりました。ということで、報告事項ですので、お含みおきください。
以上をもちましてきょうの審議案件終了であります。ご協力ありがとうございます。

- 6. 閉 会
- 7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 11番 金本 享 委員
備前市農業委員会委員 12番 瀧川 堯文 委員